

# 目 次

## はじめに

## 巻頭写真

<b>第1部 平成22年10月豪雨</b>	1
<b>第1章 気 象</b>	1
<b>第2章 被害の状況</b>	9
第1節 災害の概要	10
第2節 保健福祉施設被害	14
第3節 商工業・観光関係被害	14
第4節 農業関係被害	15
第1項 農業災害の概要	15
第2項 農作物等被害	15
第3項 施設被害	16
第4項 耕地関係被害	16
第5節 林業関係被害	19
第1項 林地崩壊	19
第2項 林道施設等	22
第6節 水産業関係被害	24
第7節 土木被害	25
第1項 河川	25
第2項 道路	26
第3項 砂防・地すべり・急傾斜	27
第8節 文教関係被害	28
第1項 学校施設	28
第2項 教職員住宅	31
第3項 その他文教施設	32

第 9 節 庁舎関係被害	32
<b>第 3 章 警戒避難期の災害応急対策</b>	<b>33</b>
<b>第 1 節 活動体制の確立</b>	<b>34</b>
第 1 項 県災害警戒本部及び災害対策本部	34
第 2 項 県水防本部	36
第 3 項 市町村災害警戒本部及び災害対策本部	36
第 4 項 政府現地連絡対策室の設置	36
<b>第 2 節 避難勧告、指示の発令</b>	<b>37</b>
<b>第 3 節 通行規制</b>	<b>38</b>
<b>第 4 節 自衛隊の活動</b>	<b>39</b>
第 1 項 自衛隊災害派遣の概要	39
第 2 項 各自衛隊の活動	40
<b>第 5 節 第十管区海上保安本部の活動</b>	<b>41</b>
第 1 項 救助体制の確立	41
第 2 項 救助活動等	41
<b>第 6 節 警察の活動</b>	<b>45</b>
第 1 項 警備体制の確立	45
第 2 項 警備活動	45
<b>第 7 節 大島地区消防組合の活動</b>	<b>49</b>
<b>第 8 節 日本赤十字社鹿児島県支部の活動</b>	<b>55</b>
第 1 項 救援体制の確立	55
第 2 項 救援物資	55
第 3 項 救護班の活動	55
第 4 項 奉仕団による非常炊出	55
<b>第 9 節 大和ダムの効果</b>	<b>59</b>
(参考) 警戒避難期における県の主な対応内容	60

<b>第4章 事態安定期の災害応急対策</b>	61
<b>第1節 災害救助法の適用</b>	62
第1項 災害救助法の適用	62
第2項 法に基づく災害弔慰金の支給	63
第3項 県単住家災害見舞金の支給	64
第4項 災害援護資金の貸付	64
<b>第2節 給水活動</b>	65
<b>第3節 感染症予防、食品衛生対策</b>	66
第1項 防疫活動	66
第2項 食品衛生対策	66
<b>第4節 ごみの除去</b>	67
<b>第5節 被災商工業者に対する相談窓口の設置</b>	67
<b>第6節 農業災害の応急対策</b>	68
第1項 被害軽減のための事後対策指導	68
第2項 営農、資金に関する相談窓口の設置	68
第3項 農業共済の迅速・適切な損害評価の実施と 共済金の早期支払いの促進	68
第4項 資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件緩和	68
<b>第7節 文教関係</b>	69
<b>第8節 ボランティアの活動</b>	70
第1項 社会福祉協議会の活動	70
第2項 建設業関係団体の活動	78
<b>第9節 現地対策合同本部</b>	80
(参考) 事態安定期における県の主な対応内容	84

<b>第5章 災害復旧・復興</b>	87
<b>第1節 保健福祉施設復旧</b>	88
<b>第2節 商工業・観光関係施設復旧</b>	88
<b>第3節 農業関係施設等復旧</b>	89
第1項 奄美園芸産地復旧対策	89
第2項 耕地関係復旧対策	90
<b>第4節 林業関係施設等復旧</b>	91
第1項 林地崩壊	91
第2項 林道施設等	92
<b>第5節 水産関係施設復旧</b>	92
<b>第6節 土木施設復旧</b>	93
<b>第7節 文教施設復旧</b>	94
<b>第8節 その他公用・公共関係施設</b>	97
第1項 都市施設関係	97
第2項 公営住宅	97
第3項 庁舎関係	97
<b>第9節 激甚災害指定等</b>	98
第1項 土木関係	98
第2項 農林水産関係	98
<b>第10節 生活再建支援対策</b>	99
第1項 県税等の特例措置	99
第2項 被災者生活再建支援法の適用	103
第3項 鹿児島県被災者生活支援金の支給	103
第4項 商工業関係	104
第5項 農林水産業関係	105
第6項 住宅関係	106
<b>第11節 災害義援金等</b>	107
第1項 災害義援金の受取状況	107
第2項 災害義援金の配分状況	108

第12節 要望活動	110
(参考) 災害復旧・復興における県の主な対応内容	123
<b>第6章 県議会の活動</b>	<b>127</b>
第1節 災害状況の把握	128
第1項 災害現地調査の実施	128
第2項 災害対策協議会の開催	131
第2節 議会審議	132
第1項 本会議	132
第2項 常任委員会	133
<b>第7章 市町村の被害と活動状況</b>	<b>135</b>
第1節 奄美市	136
第2節 大和村	150
第3節 宇検村	154
第4節 濑戸内町	157
第5節 龍郷町	163
<b>第8章 生活関連施設の被害と復旧</b>	<b>169</b>
第1節 電力施設	170
第2節 水道施設	172
第3節 通信施設	174
第1項 西日本電信電話(株)鹿児島支店	174
第2項 (株)NTTドコモ九州支社鹿児島支店	176
第3項 KDDI(株)	177
第4項 ソフトバンクモバイル(株)	177
第4節 ガス施設	178
第5節 交通機関	179
<b>第9章 「奄美大島情報通信体制等検証委員会」の設置</b>	<b>181</b>
第1節 奄美豪雨災害の検証の概要	182
第2節 奄美豪雨災害の検証委員会報告書の概要	185

第2部 平成23年9月豪雨	189
第1章 気象	189
第2章 被害の状況	195
第1節 災害の概要	196
第2節 商工業・観光関係被害	199
第3節 農業関係被害	200
第1項 農業災害の概要	200
第2項 農作物等被害	200
第3項 施設被害	201
第4項 耕地関係被害	201
第4節 林業関係被害	203
第1項 林地崩壊	203
第2項 林道施設	205
第5節 土木被害	206
第1項 河川	206
第2項 道路	207
第3項 砂防・地すべり・急傾斜	208
第6節 文教関係被害	209
第1項 学校施設	209
第2項 教職員住宅	210
第3項 その他文教施設	210
第7節 庁舎関係被害	210
第3章 災害応急対策	211
第1節 活動体制の確立	212
第1項 県災害警戒本部	212
第2項 県水防本部	213
第3項 市町村災害警戒本部及び災害対策本部	213
第2節 避難勧告、指示の発令	214

第3節 通行規制	215
第4節 第十管区海上保安本部の活動	216
第1項 救助体制の確立	216
第2項 救助活動等	216
第5節 警察の活動	218
第1項 警備体制の確立	218
第2項 警備活動	218
第6節 大島地区消防組合の活動	220
第7節 日本赤十字社鹿児島県支部の活動	223
第1項 救援体制の確立	223
第2項 救援物資	223
第3項 奉仕団による非常炊出	223
第8節 災害救助法の適用	224
第1項 災害救助法の適用	224
第2項 小災害り災者に対する援護措置の適用	225
第3項 法に基づく災害弔慰金の支給	226
第4項 県単住家災害見舞金の支給	226
第5項 災害援護資金の貸付	226
第9節 感染症予防、食品衛生対策	227
第1項 防疫活動	227
第2項 食品衛生対策	227
第10節 ごみの除去	228
第11節 被災商工業者に対する相談窓口の設置	228
第12節 文教関係	229
第13節 ボランティアの活動	230
(参考) 災害応急対策時における県の主な対応内容	231

<b>第4章 災害復旧・復興</b>	233
<b>第1節 商工業・観光関係施設復旧</b>	234
<b>第2節 耕地関係施設等復旧</b>	234
<b>第3節 林業関係施設等復旧</b>	235
第1項 林地崩壊	235
第2項 林道施設	235
<b>第4節 土木施設復旧</b>	236
<b>第5節 文教施設復旧</b>	237
<b>第6節 その他公用・公共関係施設</b>	237
第1項 公営住宅	237
第2項 庁舎関係	237
<b>第7節 生活再建支援対策</b>	238
第1項 県税等の特例措置	238
第2項 地方交付税の特例措置	241
第3項 被災者生活再建支援法の適用	243
第4項 鹿児島県被災者生活支援金の支給	243
第5項 商工業関係	244
第6項 住宅関係	244
<b>(参考) 災害復旧・復興における県の主な対応内容</b>	245
<b>第5章 県議会の活動</b>	247
<b>第1節 災害状況の把握</b>	248
<b>第2節 要望活動</b>	251
<b>第3節 議会審議</b>	251
第1項 本会議	251
第2項 常任委員会	251

<b>第 6 章 市町村の被害と活動状況</b>	253
<b>第 1 節 奄美市</b>	254
<b>第 2 節 龍郷町</b>	260
<b>第 7 章 生活関連施設の被害と復旧</b>	265
<b>第 1 節 電力施設</b>	266
<b>第 2 節 ガス施設</b>	268
<b>第 3 節 交通機関</b>	269
<b>第 3 部 平成 23 年 1 月豪雨</b>	271
<b>第 1 章 気象</b>	271
<b>第 2 章 被害の状況</b>	277
<b>第 1 節 災害の概要</b>	278
<b>第 2 節 商工業・観光関係被害</b>	281
<b>第 3 節 農業関係被害</b>	282
<b>第 1 項 農業災害の概要</b>	282
<b>第 2 項 農作物等被害</b>	282
<b>第 3 項 施設被害</b>	283
<b>第 4 項 耕地関係被害</b>	283
<b>第 4 節 林業関係被害</b>	285
<b>第 1 項 林地崩壊</b>	285
<b>第 2 項 林道施設</b>	288
<b>第 5 節 水産業関係被害</b>	290
<b>第 6 節 土木被害</b>	291
<b>第 1 項 河川</b>	291
<b>第 2 項 道路</b>	292
<b>第 3 項 砂防・地すべり・急傾斜</b>	293
<b>第 4 項 その他</b>	294

第 7 節 文教関係被害	295
第 1 項 学校施設	295
第 2 項 教職員住宅	296
第 3 項 その他文教施設	296
 第 3 章 災害応急対策	 297
第 1 節 活動体制の確立	298
第 1 項 県災害警戒本部	298
第 2 項 県水防本部	299
第 3 項 市町村災害警戒本部及び災害対策本部	299
第 2 節 避難勧告、指示の発令	300
第 3 節 通行規制	301
第 4 節 第十管区海上保安本部の活動	302
第 1 項 救助体制の確立	302
第 2 項 救助活動	302
第 5 節 警察の活動	304
第 1 項 警備体制の確立	304
第 2 項 警備活動	304
第 6 節 大島地区消防組合の活動	306
第 7 節 日本赤十字社鹿児島県支部の活動	312
第 1 項 救援体制の確立	312
第 2 項 救援物資	312
第 3 項 連絡調整員の派遣	312
第 8 節 災害救助法の適用	314
第 9 節 給水活動	315
第 10 節 感染症予防、食品衛生対策	316
第 1 項 防疫活動	316
第 2 項 食品衛生対策	316
第 11 節 ごみの除去	317

第12節 被災商工業者に対する相談窓口の設置	317
第13節 文教関係	318
第14節 ボランティアの活動	319
(参考) 災害応急対策時における県の主な対応内容	320
<b>第4章 災害復旧・復興</b>	<b>321</b>
第1節 商工業・観光関係施設復旧	322
第2節 農地関係施設等復旧	322
第3節 林業関係施設等復旧	323
第1項 林地崩壊	323
第2項 林道施設	323
第4節 水産関係施設復旧	323
第5節 土木施設復旧	324
第6節 文教施設復旧	325
第7節 その他公用・公共関係施設	325
第8節 生活再建支援対策	326
第1項 県税等の特例措置	326
第2項 被災者生活再建支援法の適用	328
第3項 鹿児島県被災者生活支援金の支給	328
第4項 商工業関係	329
第5項 住宅関係	330
(参考) 災害復旧・復興における県の主な対応内容	331

<b>第 5 章 県議会の活動</b>	333
<b>第 1 節 災害状況の把握</b>	334
<b>第 2 節 議会審議</b>	335
<b>第 1 項 本会議</b>	335
<b>第 2 項 常任委員会</b>	335
<b>第 6 章 市町村の被害と活動状況</b>	337
<b>第 1 節 奄美市</b>	338
<b>第 2 節 瀬戸内町</b>	343
<b>第 7 章 生活関連施設の被害と復旧</b>	351
<b>第 1 節 電力施設</b>	352
<b>第 2 節 水道施設</b>	354
<b>第 3 節 通信施設</b>	355
<b>第 4 節 ガス施設</b>	356
<b>第 5 節 交通機関</b>	357